

変更の内容は次のとおりであります。

現行	改正案
第1章 総則 (新設)	第1章 総則 (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、150,000,000 株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、142,854,400 株とする。
(新設)	(株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(自己の株式の取得) 第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。 2. 当会社は1単元未満の株式(以下「単元未満株式」という。)について株券を発行しない。ただし、株式取扱規程で定めるところについてはこの限りではない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。 2. 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程で定めるところについてはこの限りではない。
(単元未満株式の買増し) 第8条 単元未満株主は、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

現行	改正案
<p><u>2. 前項の請求があつた場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条</p> <p>当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条</p> <p>当会社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条</p> <p>当会社は、<u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条</p> <p><u>毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定期株主総会において権利行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもつて、その権利行使すべき株主または登録質権者とすことができる。</u></p>	<p>(移動)※第14条へ移動</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条</p> <p>定期株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条</p> <p>当会社の定期株主総会は、<u>毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定期株主総会の基準日)</p> <p>第14条</p> <p>当会社の定期株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p>

現行	改正案
<p>第<u>13</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第<u>14</u>条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって<u>これを決する。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第<u>15</u>条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出しなければならない。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第<u>16</u>条 <u>株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名捺印または電子署名して、当会社に保存する。</u></p>	<p>第<u>15</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第<u>16</u>条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第<u>17</u>条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第<u>18</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会<u>で</u>選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上にあたる株式数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の<u>決議</u>によって選任する。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。</p> <p>2. 補欠または、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選任する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、または必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第21条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決する。</p> <p>2. 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、または必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 (削除)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p><u>第25条</u></p> <p>取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席取締役および出席監査役が記名捺印または電子署名して、当会社に保存する。</p> <p><u>(取締役の報酬および退職慰労金)</u></p> <p><u>第26条</u></p> <p>取締役の報酬の額は、株主総会の決議をもってこれを定める。また、退職慰労金は報酬に含まれるものとみなし、これを支給しない。</p> <p><u>(取締役の責任軽減)</u></p> <p><u>第27条</u></p> <p>当会社は取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うことにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</p> <p>2. 当会社は社外取締役との間で、その社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p><u>第26条</u></p> <p>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会決議があつたものとみなす。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(取締役の報酬等)</u></p> <p><u>第27条</u></p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第28条</u></p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が規定する額に限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第28条</u></p> <p>(条文省略)</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第29条</u></p> <p>監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第29条</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第30条</u></p> <p>監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現行	改正案
(監査役の任期) 第30条 <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に</u> に関する定時株主総会 <u>終了</u> の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、 <u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会の <u>終結</u> の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤監査役) 第31条 <u>監査役は、その互選により、常勤監査役を 1 名以上選任する。</u>	(常勤監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(監査役会の権限) 第32条 <u>監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決する。ただし、監査役の権限の行使を妨げない。</u> 2. 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規程による。	(監査役会規程) 第33条 (削除) 監査役会に関する事項は、 <u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程</u> による。
第33条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)
(監査役会の決議の方法) 第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u>	(削除)
(監査役会の議事録) 第35条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席監査役が記名捺印または電子署名して、当会社に保存する。</u>	(削除)
(監査役の報酬および退職慰労金) 第36条 <u>監査役の報酬の額は、株主総会の決議をもってこれを定める。また、退職慰労金は、報酬に含まれるものとみなし、これを支給しない。</u>	(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任軽減) 第37条 <u>当会社は監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u>	(監査役の責任免除) 第36条 当会社は、 <u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する</u> ことができる。

現行	改正案
(新設) 第6章 計算 (<u>営業年度および決算期</u>) 第38条 当会社の <u>営業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>営業年度末日を決算期とする</u> 。	2. 当会社は会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間に、社外監査役の会社法第423条第 1項の損害賠償責任を、法令が規定する額に限定する 契約を締結することができる。
(<u>利益配当金</u>) 第39条 当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名 簿に記載または記録された株主または登録質権者に 対してこれを支払う。	第6章 計算 (<u>事業年度</u>) 第37条 当会社の <u>事業年度</u> は、毎年4月1日から翌年3月 31日までの <u>1年</u> とする。
(<u>中間配当</u>) 第40条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の 最終の株主名簿に記載または記録された株主または 登録質権者に対し、商法第293条の5の規定による金 銭の分配(以下中間配当といふ。)をすることができる。	(<u>剩余金の配当の基準日</u>) 第38条 当会社の <u>期末配当の基準日</u> は、毎年3月31日とす る。 2. 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当を することができる。
(<u>配当金の除斥期間</u>) 第41条 当会社の利益配当金および中間配当金が、その支 払開始の日から満3年を経過しても受領されないとき は、当会社は、その支払義務を免れる。 2. 未払の <u>利益配当金および中間配当金</u> には利息 をつけない。	(中間配当) 第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日 を <u>基準日</u> として、 <u>中間配当</u> をすることができる。 (<u>配当金の除斥期間</u>) 第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日 から満3年を経過しても受領されないときは、当会社 は、その支払義務を免れる。 2. 未払の <u>配当財産</u> には利息をつけない。

以上